ｂ．中部地方整備局（港湾空港関係）における令和５・６年度測量・調査業務に係る一般競争（指名競争）参加資格Ａ等級の決定を受けていること。

ｃ．会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定を受けている者を除く。）

ｄ．競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

ｅ．警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ｆ．上記ｂ．に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の日において当該資格の決定を受けていなければならない。

②　設計共同体　①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年４月11日付中部地方整備局副局長）に示すところにより中部地方整備局副局長から本業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）決定を受けていること。

また、上記に掲げる設計共同体としての資格の決定を受けていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の日までに当該資格の決定を受けていなければならない。

⑵　入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（入札説明書参照）。

２）競争参加資格確認申請書等に関する要件

⑴　競争参加資格確認申請書等の提出者に対する要件

①　競争参加資格確認申請書等を提出する者は、平成26年度以降公告日までに完了した以下の「同種業務」実績を有する者であること。なお、設計共同体の場合は、代表者及び構成員が「同種業務」の実績を有さなければならない。

・同種業務：海生生物調査を行った実績

ただし、上記①の実績が全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）の発注した業務で請負業務成績評定の評定点を得ているものについては、請負業務成績評定通知書の写しを添付すること。なお、当該評定点が60点未満の場合は実績として認めない。

⑵　配置予定管理技術者に対する要件

①　資格に関する要件　配置予定管理技術者については、以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

ア）技術士（総合技術監理部門（建設―港湾及び空港、建設―建設環境、環境―環境測定、又は環境―環境影響評価）、建設部門（港湾及び空港、又は建設環境）、又は環境部門（環境測定、又は環境影響評価））又は港湾海洋調査士（総合部門、又は環境調査部門）

イ）ＲＣＣＭ（港湾及び空港部門）（港湾関係の実務経験が３年以上ある者とする。

ウ）ＲＣＣＭ（建設環境部門）（港湾関係の実務経験が３年以上ある者とする）、ＡＰＥＣエンジニア（Civil、Structural、Environmental、Industrial、Chemical、Information、Bio）、土木学会認定土木技術者（特別上級、上級又は１級）

エ）発注者が上記ア）～ウ）と同等の能力と経験を有すると認めた者

※上記エ）発注者が同等の能力と経験を有すると認めた者とは以下に掲げる者とする。

ａ．関連分野の著述、論文、委員会活動などの顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会から適格と認められた者

ｂ．関連分野の25年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会から適格と認められた者

ｃ．上記ア）～ウ）と同等と認められる関連資格（筆記試験、面接試験など公開で実施される公平かつ公正な試験により、認定される資格に限る。）の取得者であり、総合評価審査委員会から適格と認められた者

ｄ．上記イ）～ウ）に掲げるＲＣＣＭ資格試験に合格しており、転職等により登録が出来ない立場にいる者で、港湾関係の実務経験が３年以上ある者

※外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定を受けている必要がある。

なお、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、この場合、競争参加資格確認申請書等提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには競争参加資格確認通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

競争参加資格確認通知の日は４４）のとおり。

②　業務実績に関する要件　配置予定管理技術者（技術指導者）については、平成26年度以降公告日までに完了した以下に示される「同種業務」について、従事経験を有さなければならない。

なお、業務実績は、技術者として従事した実績であれば、従事した際の立場（出向又は派遣）は問わないが照査技術者として従事した実績は除く。

・同種業務：海生生物調査を行った実績

ただし、「同種業務」の従事経験が全地方整備局、国土技術政策総合研究所及び沖縄総合事務局（いずれも港湾空港関係）の発注した業務で請負業務成績評定の評定点を得ているものについては、請負業務成績評定通知書の写しを添付すること。なお、当該評定点が60点未満の場合は実績として認めない。

③　業務成績に関する要件　配置予定管理技術者（技術指導者）は、令和３年度から令和５年度末までの間に完了した「測量・調査業務」において、請負業務成績評定点（技術者評定点）がある場合は平均点が60点以上であること。

ただし、業務成績が付されていない場合はこの限りではない。

④　恒常的な雇用関係　本業務の競争参加資格確認申請書等の提出日より履行期間中に、本業務の受注者と直接的雇用関係にあること。（技術指導者を配置する場合は技術指導者を含む。）

３　総合評価に関する事項

１）落札者の決定方法　入札参加者は、価格及び技術提案書をもって入札をし、次の各要件に該当するもののうち下記２）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

⑴　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。

ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。